

静岡市のココが聞きたい

総括質問



平成29年9月27日、28日、29日の3日間、20名の議員が総括質問を行いました。質問の一部を抜粋してお知らせします。

立地適正化計画

質問 立地適正化計画はどのような内容か。
答弁 本計画は、静岡市都市計画マスタープランに掲げる「集約連携型都市構造」の実現に向け、コンパクトなまちづくりを推進するため、都市計画区域を対象に3つの区域を定める。一つ目の「集約化拠点形成区域」は、静岡駅や清水駅周辺などの都市の拠点に、医療、福祉、子育てなどの都市機能を誘導し、様々なサービスの充実を図る区域。二つ目の「利便性の高い市街地形成区域」は、公共交通軸の沿線などに定住人口を確保し、生活に欠かせないサービスの維持を図る区域。三つ目の「ゆとりある市街地形成区域」は、郊外の良好な環境を守りながら、ゆとりある生活を楽しむ区域。このうち、「集約化拠点形成区域」を平成29年3月に定めた。残る2つの区域は、30年度に定める予定である。

語句説明

立地適正化計画

都市計画マスタープランに示したまちづくりのため、医療、福祉、子育てなどの都市機能や居住を誘導する区域を設定し、取組を定める計画。

災害時の要配慮者支援

質問 本市の災害時の要配慮者支援対策はどのようなになっているか。
答弁 本市では、災害時に配慮が必要な人として高齢者や障がい者、乳幼児、妊産婦や日本語のわからない外国人などを想定している。このうち自ら避難することが困難で、特に支援が必要な人を「災害時要援護者」と位置づけ、避難支援プランに基づいて、本人から申し出があった人を対象に名簿を作成するとともに自主防災組織において援助者を指定するなど支援体制の整備を図っている。外国人などに対しては、平常時から防災知識の普及啓発を図るとともに災害時には、静岡市国際交流協会が災害多言語支援センターを設置し、ラジオやインターネットを通じて情報提供を行う。

物流を生かしたまちづくり

質問 物流に特化して作成した企業立地パンフレット「物流ど真ん中」において、本市が示す物流攻略拠点としてのアピールポイントは何か。
答弁 パンフレットでは、企業に向けて、①清水港が混雑の少ない快適な港として、配送時間の短縮による物流コストの削減に貢献できること、②広域交通ネットワークの整備により輸送圏域が拡大し、関東・甲信地区への輸送利便性が向上すること、③地元港湾物流事業者がフレキシブルに対応し、安定したサービスを受けられること、の3点をアピールポイントとしている。企業に、まずは清水港に興味を持ってもらうことで、清水港の利活用を促し、物流の促進と産業の集積を図り、清水地域の賑わいの創出及び活性化につなげていきたい。

公園への集会所の設置

質問 公園の中に地域集会所を作ることができれば、集会所用地が確保できるだけでなく、公園機能の向上や地域コミュニティの充実等にも非常に有効である。この実現に向け、今後実施予定の制度はどのような内容でどのように進めていくのか。
答弁 本市の制度の特色は、単に地域住民による公園集会所の運営に留まらず、5大構想に掲げる「健康長寿のまちの推進」や「教育文化の拠点づくり」の視点に立った活用を目指すところにある。現在、公園集会所設置許可制度を運用するための要綱案がまとまった。今後は速やかに、各区の自治会連合会など関係者に丁寧な説明を行い意見聴取した後、パブリックコメントを経て、要綱を取りまとめ、運用を開始したい。

市民の移動手段の確保策

質問 路線バスなどの市民の移動手段を確保するために、どのような取組をしているか。
答弁 28年度はバス事業者単独での維持が困難な不採算路線18路線に補助金を交付し、路線を維持している。一方、事業者撤退により代替交通手段のない地区のうち、井川、両河内、由比では市の委託により自主運行バスを運行し、清沢地区では地元NPO法人による自家用車を利用した過疎地有償運送に対し、補助金を交付している。また、両河内の一部路線では利便性向上等のため、委託先を地元NPO法人に変更し、自家用車を利用した新たな取組を平成30年4月から行う予定である。このほか、高齢者等の移動支援のため、地域住民が主体となって、最寄りの公共交通機関までの足を確保する地域交通弱者対策事業を駒越、長田西の2地区で実施している。

横断歩道橋の今後のあり方

質問 市内にある横断歩道橋の8割以上は老朽化が顕著であり、維持管理費の増大が懸念される。また、少子高齢化に伴い利用が減少する中、横断歩道橋の階段部分が歩道を狭めていることで歩道における危険箇所になっているものもある。横断歩道橋の今後のあり方について、どのように考えているか。
答弁 利用者数などの横断歩道橋の現状把握を行い、横断歩道橋のあり方に関する基本方針を策定し、存続すべきものと撤去を検討するものに分類した。この方針に基づき、地域の皆さんと道路横断者の安全確保について協議し、その一部では地域の合意形成が図られ、横断歩道橋の撤去が完了した箇所もある。今後も各歩道橋の必要性を明確にし、役割を終えたものは撤去するとともに、必要な横断歩道橋については適切に維持管理していく。

植物園構想

質問 市民の憩いや観光に寄与する都市緑化の拠点となる植物園は「世界に輝く静岡の実現」に向けて有効な施設と考えるが、政令指定都市の植物園の設置状況はどうか。また、その整備について市はどのように考えているか。
答弁 植物園は、本市以外の全ての政令指定都市で設置されており、市が設置主体となる植物園を有する都市は19市中15市である。本市では、静岡市みどりの基本計画において、みどりに係わる情報の受信、発信、蓄積と、市民の緑化知識・技術の向上の活動拠点施設として「(仮称)みどりの相談プラザ」の構想を掲げており、植物園はその実現方策の選択肢の一つと考えている。今後は、本市にふさわしい植物園のあり方をみどりの基本計画の改定に合わせて、調査、研究していきたい。

用宗海水浴場の利用促進

質問 用宗海水浴場は、用宗駅から徒歩5分と利便性がよいにもかかわらず利用者が少ない。利用促進に向け、どのような取組を行っているのか。
答弁 利用者アンケートでは現状でも高い満足度を得ていることから、今後は、用宗のまち、そのものの魅力を発信することで、海水浴場の活性化につなげることが必要だと考える。まずは、民間企業や地域団体による魅力的な飲食店やマリレジャーの体験などで注目を集める多様な楽しみ方を市外、県外に発信することで、民間事業と協働して交流人口の拡大を図っていききたい。また、本年度中に市内外、県外を対象に海水浴場に係る意識調査を実施し、その結果をもとに今後の用宗海水浴場のあり方を、地域の皆さんとともに検討していく。

公契約条例制定に向けた考え方

質問 公共事業で働く労働者の適正な賃金確保のため、最低賃金を法的に拘束する公契約条例を制定すべきと考える。条例制定には、その対象範囲、実効性確保のための新たな施策の実施や、それに伴うコストの増加など様々な課題があるが、条例制定の意義をどう考えているか。
答弁 一般的に公契約条例は、公契約に係る業務に従事する労働者の適正な労働条件を確保することによって、当該業務の質の確保を図ることを目的としており、その趣旨は重要であると認識している。しかし、現時点ではいくつかの課題があり、また、公契約条例を制定している政令指定都市も3市に留まり、他の政令指定都市においても具体的に制定する動きはない状況であることから、引き続き、情報収集に努めていく。